

石川県公報

令和2年12月15日

第13366号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

- 県道の区域の変更
○県道の供用の開始

(道路整備課) 1
(同) 1

- 道路の占用を制限する区域の指定 (同) 1
公安委員会
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 2

告示

石川県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、令和2年12月15日から令和3年1月5日まで縦覧に供する。

令和2年12月15日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
小松鶴来線	能美市宮竹町カ68番1地先から 能美市宮竹町カ73番1地先まで	旧	10.83~11.64 93.7	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	12.23~12.53 93.7	
小松加賀線	小松市安宅新町二12番19地先から 小松市安宅新町二257番9地先まで	旧	43.47~44.14 22.8	〃
		新	17.72~17.84 22.8	

石川県告示第428号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年12月15日から令和3年1月5日まで縦覧に供する。

令和2年12月15日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松鶴来線	能美市宮竹町カ68番1地先から 能美市宮竹町カ73番1地先まで	令和2年12月15日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年12月15日から令和3年1月5日まで縦覧に供する。

令和2年12月15日

石川県知事 谷本正憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	小松鶴来線	能美市宮竹町カ68番1地先から 能美市宮竹町カ73番1地先まで	南加賀土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年12月15日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第138号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月15日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行の指定）金沢東警察署管内の表93の項を次のように改める。

93	市道準幹線501号堀川・桜町線	金沢市笠市町14番9号先から 金沢市瓢箪町12番47号先まで	約410メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	中島大橋交差点から小橋町に至る方向
----	-----------------	-----------------------------------	----------	----	--------------	-------------------

別表第2（一方通行の指定）小松警察署管内の表84の項を次のように改める。

84	国道8号（小松バイパス上り線）	小松市千代町甲93番地先から 小松市能美町口15番地1先まで （海側オンランプウェイ）	約210メートル	終日	車両	千代・能美インターチェンジ方向から一針町方向に至る方向
----	-----------------	---	----------	----	----	-----------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表12の項及び13の項を次のように改める。

12	削	除
13	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表222の項を次のように改める。

222	市道A60号線	白山市西新町63番地5先	古城町方向から東新町方向への左折及び中町方向への直進	自動車及び原動機付自転車	6:00から22:00まで
-----	---------	--------------	----------------------------	--------------	---------------

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表124の項を次のように改める。

124	削	除
-----	---	---

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表251の項を次のように改める。

251	国道8号（小松バイパス上り線）	小松市能美町甲93番地先から 小松市能美町口15番地1先まで （海側オンランプウェイ）	約160メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
-----	-----------------	---	----------	------------	----	------------------------

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表に次のように加える。

136	市道151号	珠洲市野々江町二部21番地先から 珠洲市野々江町ケ部48番地2先まで	約410 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
-----	--------	---------------------------------------	--------------	----------------	----	------------------

